

深谷市告示第187号

次の建築物又はこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定により必要な措置を命ぜられるべき者であるが、当該所有者等を確知できないため、法第14条第10項後段の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月13日

深谷市長 小島 進



- 1 建築物等の所在地
埼玉県深谷市新井346番地の7
- 2 建築物の家屋番号
 - (1) 家屋番号 40番の3
 - (2) 構造 木造瓦葺平家建
 - (3) 床面積 33.05平方メートル
- 3 所有者等に命ずる必要な措置の内容
5の履行期限までに、建築物等内の動産を搬出し、適正に処理すること及び建築物等を除却すること。
- 4 3の必要な措置を命じる理由
建築物等は、土壁及び屋根等が剥離しており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であると認められる。これを放置することは著しく公益に反するため、当該措置を命じるものである。
- 5 必要な措置に係る履行期限
平成30年7月27日
- 6 深谷市長による措置

深谷市長又はその命じた者若しくは委任した者は、建築物等の所有者等が5の履行期限までに3の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により、当該措置を行うことがある。

7 問合せ先

深谷市協働推進部自治振興課空家対策係

048-571-1211